

家畜衛生だより

平成31年1月第30号(蜂)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>



タイラン水溶散の使用自粛解除について

アメリカふそ病の予防薬として平成29年9月に承認・販売されたタイラン水溶散(主成分タイロシン)を使用した農場において、平成30年5月に行った出荷前自主検査で残留基準(0.2mg/kg)を超える濃度のタイロシンが検出されました。

これに伴い、本剤の使用自粛をお願いしてきたところですが、このたびタイラン水溶散の使用にあたっての留意事項(下記)が取りまとめられ、これに従い使用することを条件に本剤の使用自粛が解除されることになりましたのでお知らせします。

👉タイラン水溶散の使用にあたっての留意事項👉



1. タイラン水溶散(以下「本剤」という。)の用法・用量を守って使用すること。
2. 本剤は、成虫として概ね4万匹飼養規模の蜂群にタイロシンとして200mg(力価)を週1回、3週間投与すること。なお、投与時の成虫の数が少ない場合には、成虫の数に比例させて投与量を調整(例:成虫として1万匹飼養規模の場合には1回当たり50mg(力価)、5千匹飼養規模の場合には1回当たり25mg(力価))し、週1回、3週間投与すること。
3. 3回目投与1週間後以降に継箱を必ず設置すること。その際、育児箱に本剤(粉糖)が残っている場合には、へら等で取り除いた上で実施すること。
4. 育児箱内の巢板は継箱内に移動しないこと。
5. 継箱内の蜂蜜にもタイロシンが含まれるため、3回目投与から28日間以上経過し、かつ、継箱に蜂蜜が1箱当たり5kg以上貯まった時点で、継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、その蜂蜜、ローヤルゼリー等は食用に供する目的で出荷しないこと。
6. 本剤の投与期間中又は3回目投与1週間後までは採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず3回目投与1週間を待たずに継箱を設置した場合には、3回目投与1週間後以降に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除いた上で、改めて5の作業を実施すること。
7. 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留しているため、食用に供する目的で出荷しないこと。

ご不明な点等がございましたらお問い合わせください

東部家畜保健衛生所

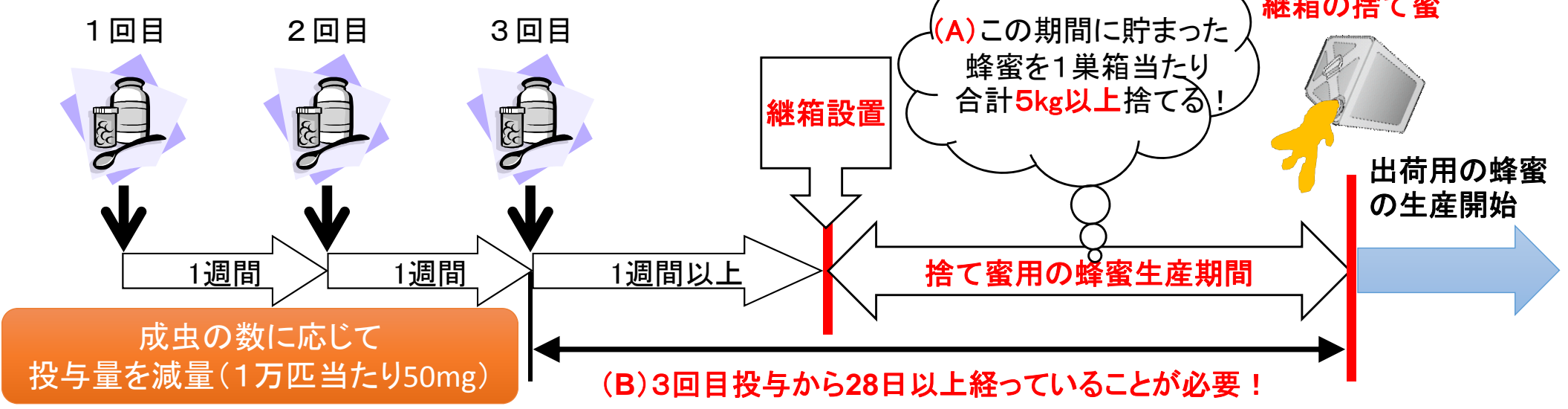
Tel.0475-52-4101

Fax.0475-52-3335

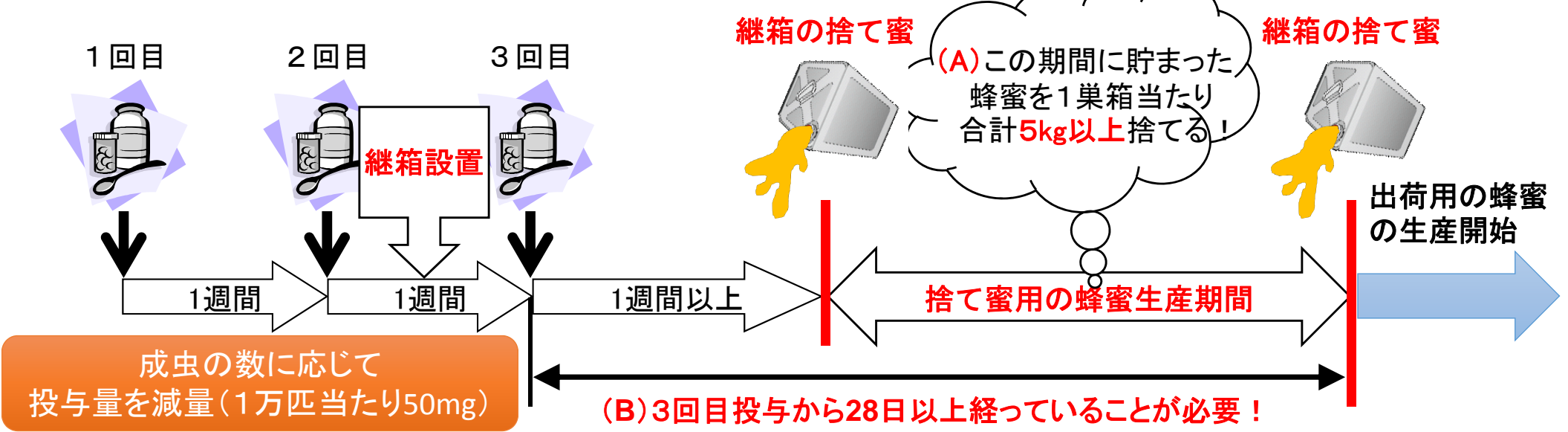
(参考)

タイラン水溶散の使用法

(1) 3回目投与1週間以降に継箱を設置する場合



(2) やむを得ず、3回目投与1週間以前に継箱を設置した場合



どちらの場合も(A)及び(B)の条件を満たして生産された蜂蜜に限り、出荷が可能となります。